

## [事案 2024-194] 契約内容確認請求

・令和7年4月25日 裁定終了

### <事案の概要>

申込書の訂正印が捏造であることを理由に、訂正前の内容で契約が成立していることの確認を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

自分の母が乗合代理店を通じて平成14年10月に契約し、平成30年5月に契約者を自分に変更したがん保険について、以下の理由により、申込書の訂正印が押されたすべての箇所について、訂正前の内容で契約が成立していることの確認を求める。

- (1) 申込書の訂正印がある箇所については、当初契約者である母が訂正したり訂正印を押したりしたものではなく、捏造されたものである。
- (2) 申込書に記載されている住所の振り仮名は、母の書き方とは異なる。
- (3) 母は、申込時に募集人から、解約返戻金があるタイプとないタイプがあるという説明を受けたことがなく、もし説明があったならば間違いなくあるタイプを選んでいった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書の訂正印の印影と約款の受領欄等に押印された印影が不整合とはいえないため、訂正後の解約返戻金がない契約を申し込んだものと認定することが自然である。
- (2) 当社は、当初契約者である申立人母に対し、契約成立後に解約返戻金が0であることが記載された保険証券を送付し、また、申立人母（契約者変更後は申立人）に対し、毎年1回、同様の記載がある契約内容通知文書を送付しているが、異議の申入れ等はなかった。
- (3) 当社や募集代理店、募集人のいずれも、本契約につき、解約返戻金がある契約から解約返戻金がない契約に捏造する何らの利益も動機もない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、当初契約者である申立人母の契約申込当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。